

後期高齢者医療被保険者証について

現在、お使いの被保険者証等の有効期限は、令和7年7月31日です。

令和6年12月2日より、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に基づき、「被保険者証」の新規発行は廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されました。

今年度は移行後、初めての一括更新になります。受取後、記載事項の確認をお願いします。

令和7年度 後期高齢者医療制度では、 マイナ保険証の有無に関わらず、資格確認書を交付します。

※マイナ保険証利用者については、どちらでも受診できます。

後期高齢者医療資格確認書			
有効期限 令和 年 月 日			
交付年月日 令和 年 月 日			
被保険者番号		01234567	
被 保 険 者	住 所	八頭郡智頭町大字〇〇123番地	
	氏 名	智頭 花子	性別 女
	生年月日	昭和 年 月 日	
資格取得年月日		令和 年 月 日	
負担割合 発効期日		〇割 令和 年 月 日	
限度区分 発効期日		区Ⅱ 令和 年 月 日	
長期入院該当日			
特定疾病区分 発効期日			
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印		3931□□□ 鳥取県後期高齢者医療 広 域 連 合 印	

【名称】

被保険者証 ▶ 資格確認書

【限度区分】※記載がある場合
医療費が高額になった際の
自己負担限度額の区分

※記載を希望する場合は、保健セ
ンター福祉課に申請が必要です。

※ 注意事項 ※

後期高齢者医療制度では、例年、被保険者証と同封しておりました「限度額証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、廃止となり資格確認書の「限度区分」に併記されるようになりました。記載事項の確認をお願いします。

不在票が入っていた場合は、郵便局(保管期間内)に再配達を依頼ください。保管期間経過後は、保健センター福祉課で保管します。

問合せ先

保健センター福祉課

☎75-4102